

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月22日

都道府県知事
(市長) 大分市長 殿

提出者

住 所 大分県大分市大字中ノ洲2番地

氏 名 鶴崎共同動力株式会社

代表取締役社長 稗田 隆紀

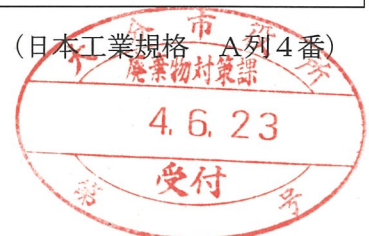
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 097-521-5132

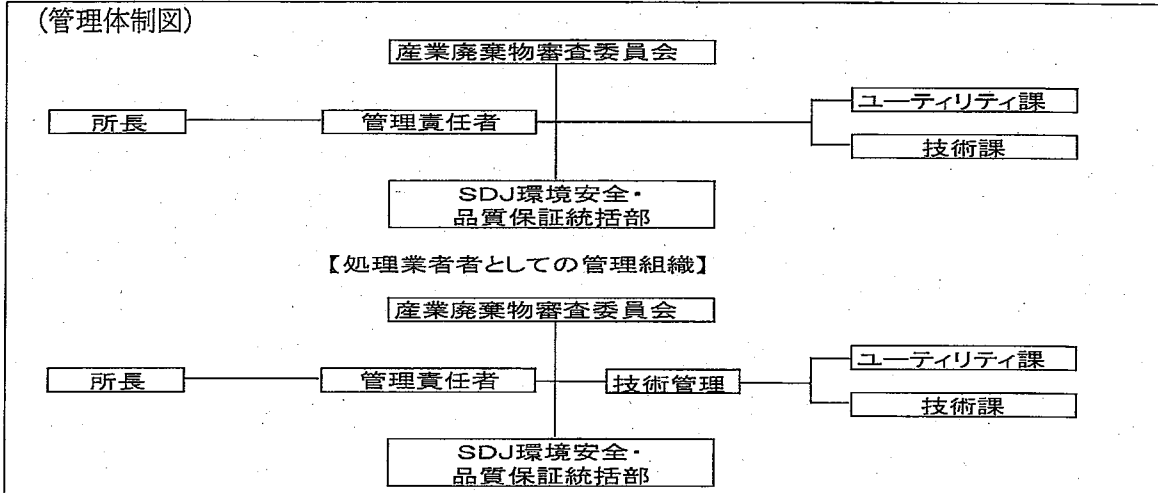
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鶴崎共同動力株式会社鶴崎事業所
事業場の所在地	大分県大分市大字中ノ洲2番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	電気業
②事業の規模	大分石油化学コンビナート各社へ電気、蒸気、用水及びエアの供給。各社より排水を受入処理。各社より廃棄物を受入
③従業員数	52名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり①参照

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙の通り②参照		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ
	排出量	1,506 t	0.2 t
	(これまで実施した取組) 1. 発生した汚泥は、焼却処理し減量している。 2. 40トンボイラー燃料多様化設備で廃プラ等の焼却による排出抑制に取り組んでいる。		
②計画	【目標】別紙の通り②参照		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ
	排出量	1,334 t	1.0 t
	(今後実施する予定の取組) 1. 発生した汚泥は、焼却処理し減量努める。 2. 40トンボイラー燃料多様化設備で廃プラ等の焼却による排出抑制に取り組んで行く。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の処理、清掃に関する法律に基づき内規の「産業廃棄物処理基準」を設けている。分別（分類）に関する事項に従って実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 更なる、産業廃棄物の種類、分別に取り組む。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	107 t	t
	(これまでに実施した取組) 40トンボイラー燃料多様化設備で処理する全ての廃棄物からサーマルサイクルをしている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	200 t	t
	(今後実施する予定の取組) ろ過砂の40トンボイラー燃料多様化設備での再利用できるか検討する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	91,580 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	100,207 t	t
(これまでに実施した取組) 40トンボイラー燃料多様化設備で処理する全ての廃棄物からサーマルサイクルをしている。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	69,986 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	77,153 t	t
(今後実施する予定の取組) 40トンボイラー燃料多様化設備で処理する全ての廃棄物からより効率的なサーマルサイクルを検討する。			

(第4面)

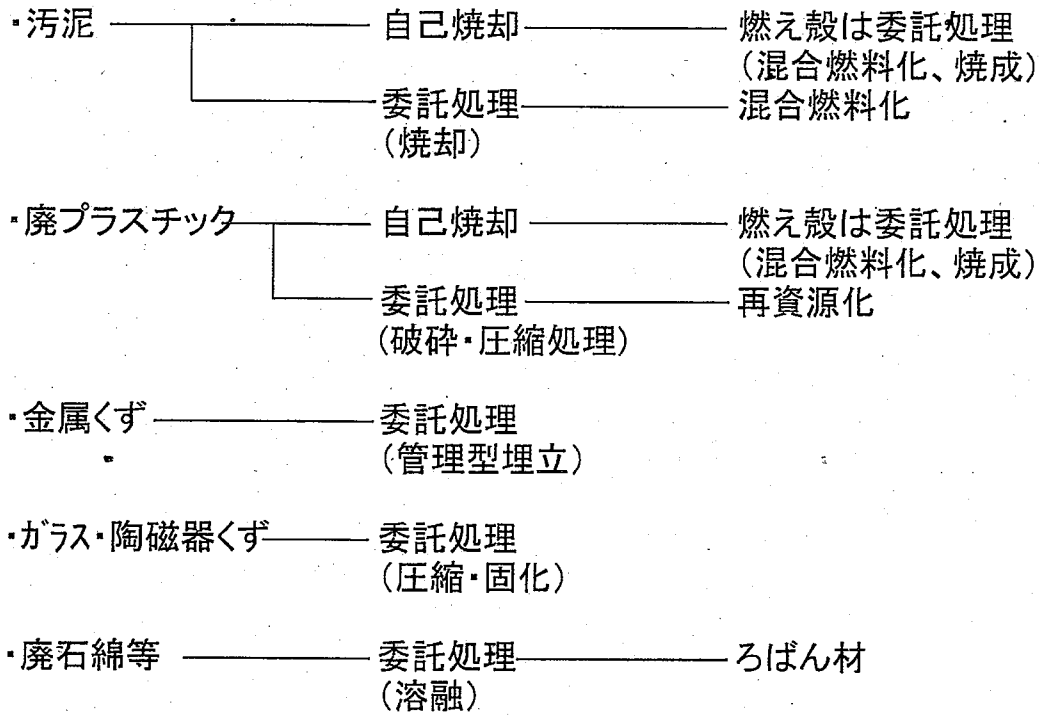
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（—年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】別紙の通り②参照		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ
	全処理委託量	1,507 t	0.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	290 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 1. 脱水処理、乾燥処理後の一部の汚泥は焼成しセメント原料で再利用 2. 脱水処理汚泥は自己処理し燃え殻を焼成しセメント原料で再利用 3. 焼却後の燃え殻のほとんどを焼成しセメント原料で再利用 4. 汚泥(ろ過砂)は、焼成しセメント原料で再利用 5. 廃プラは、自己処理し燃え殻を焼成しセメント原料で再利用			

(第5面)

②計画	【目標】別紙の通り②参照		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ
	全処理委託量	1,334 t	1 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	331 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 脱水汚泥、乾燥汚泥、廃プラは、自己処理し燃え殻を焼成し セメント原料として再利用できるように努力する。		
※事務処理欄			

別紙一①

④産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙-②

産業廃棄物の抑制に関する事項

【前年度(令和3年度)実績】		
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器
排出量	1.4t	20.3t

目標		
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器
排出量	2t	15t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和3年度)実績】		
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器
全処理委託量	1.4t	20.3t
優良認定業者への処理委託量	0t	0t
再生利用業者への処理委託量	0t	0t
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t

【前年度(令和3年度)実績】		
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器
全処理委託量	0t	0t
優良認定業者への処理委託量	0t	0t
再生利用業者への処理委託量	0t	0t
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t

上段:実績値 下段:目標値	排出量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行う量	自ら中間処理により減量する量	自ら処分又は海洋投棄処分を行う量	全処理委託量	優良認定処理業者への委託量	再生利用業者への委託量	認定熱回収業者への委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量
燃え殻										
汚泥	101,213		91,580	100,207		1,506	965			1,527
廃油	77,333		69,986	77,153		1,334	855			1,352
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	0.2					0.2				0.2
紙くず	1					1				1
木くず										
繊維くず										
動植物成残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	1.4					1.4				1.4
ガラスくず及び陶磁器くず	2					2				2
鉱さい	20.3					20.3				20.3
がれき類	15					15				15
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										

*特管が年間50T超えたら追加申請

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。